

習志野市 第3次男女共同参画基本計画

【令和2年度～令和7年度】

概要版

誰もが個人として尊重され、
その人らしく活躍できる社会の実現をめざして

令和2年3月
習志野市

計画策定の趣旨

私たちを取り巻く社会・経済環境は日々変化し、男女共同参画をめぐる課題は複雑化、多様化しています。本市においても、令和7年度をピークに緩やかに人口減少が始まり、少子高齢化はさらに進んでいく見込みです。こうした中で社会が持続的に発展していくためには、性別、年齢、国籍、労働、障がいの有無等、あらゆる「違い」を認め合い、お互いの人権を尊重して、多様な人々の能力や考え方を受け入れ、積極的に生かしていく「多様性（ダイバーシティ）」の理念を強く意識した取り組みを引き続き、実施していく必要があります。

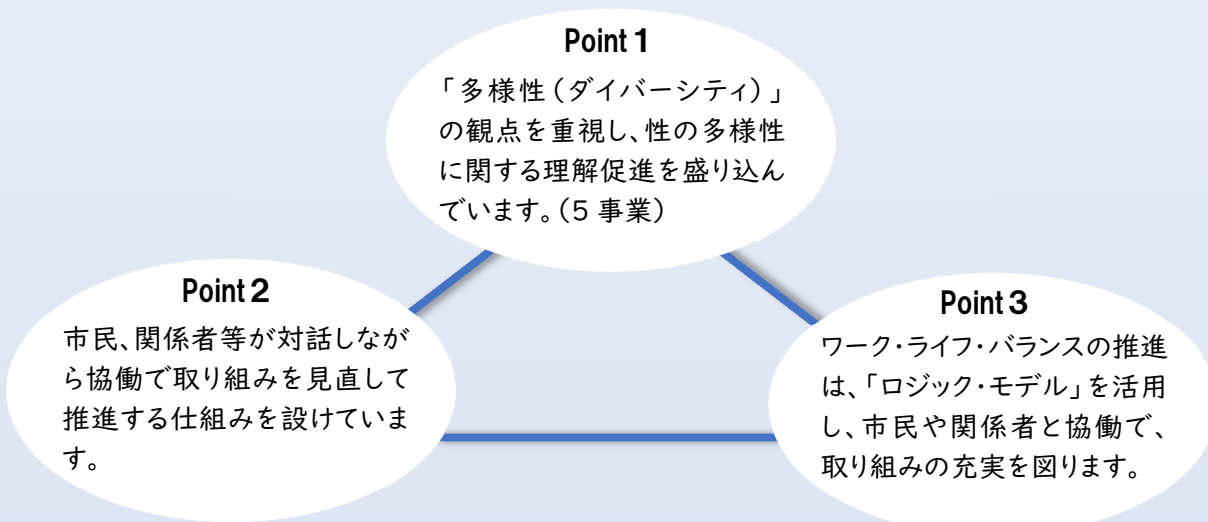
このような状況を踏まえ、より一層の施策の推進を図るため、多様性（ダイバーシティ）の観点を踏まえた「第3次男女共同参画基本計画」（令和2年度～7年度）を策定し、配偶者・パートナー間の暴力（DV）の防止、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組み、性別による差別のない男女共同参画社会を実現し、誰もが個人として尊重され、その人らしく活躍できる社会を目指します。

計画の位置づけ

この計画は、次のような位置づけにあります。

- ✓ 習志野市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく「基本計画」
- ✓ 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- ✓ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- ✓ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- ✓ 「習志野市基本構想（平成26年度～令和7年度）」「習志野市後期基本計画（令和2年度～令和7年度）」との整合性、国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「第4次千葉県男女共同参画計画」を考慮した上で策定した計画

計画のポイント



計画の 将来像

誰もが個人として尊重され

その人らしく活躍できる社会の実現をめざして

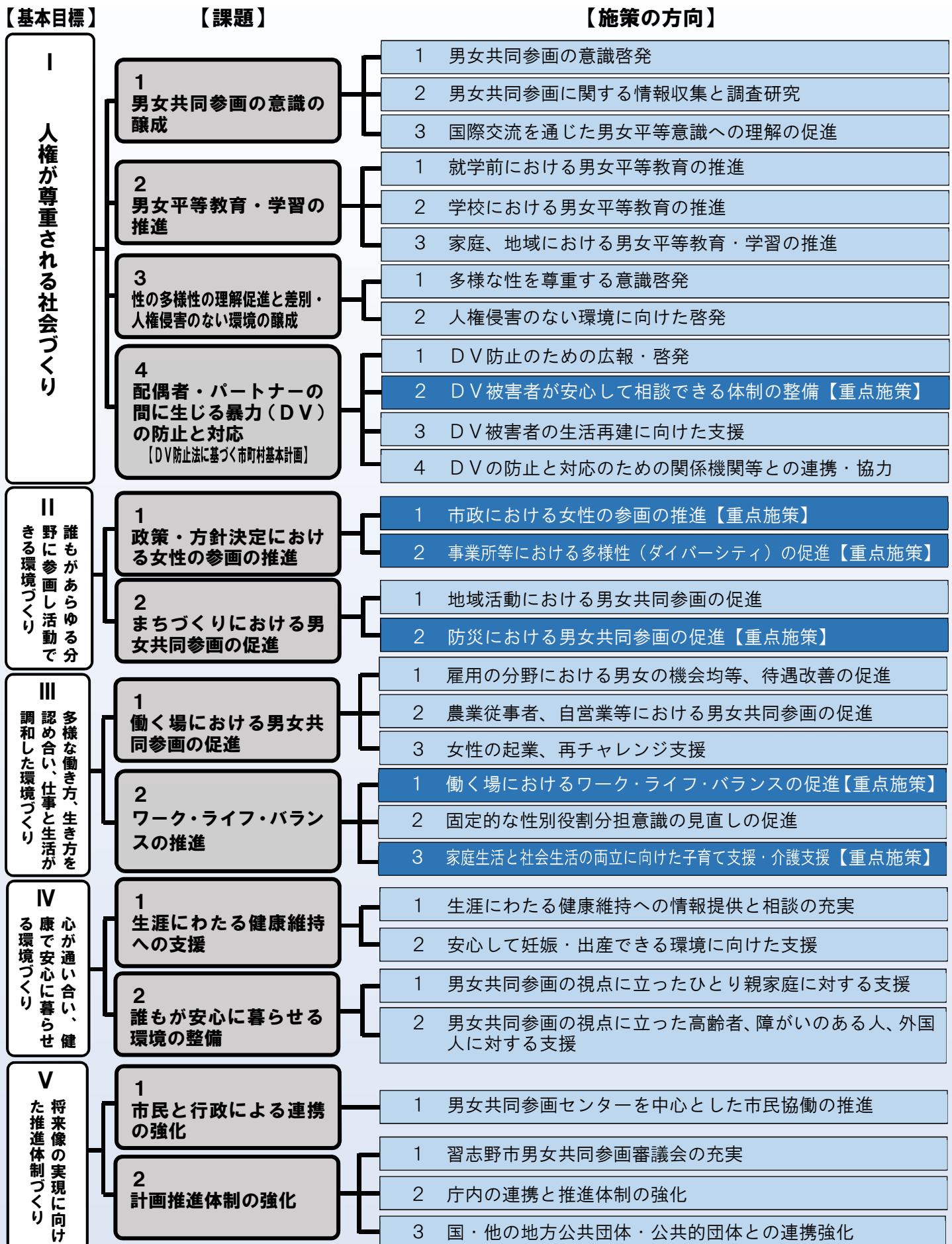
基本理念

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担に影響されることなく、あらゆる分野における活動を自己の意思により、選択できること。
- (3) 男女が、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、地域その他の社会生活における活動を両立することができること。
- (5) 男女が、互いの性への理解を深めることにより、健康について互いの意思を尊重し合い、その生涯にわたる心身の健康が維持されること。

基本目標

- I 人権が尊重される社会づくり
- II 誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり
- III 多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり
- IV 心が通い合い、健康で安心して暮らせる環境づくり
- V 将来像の実現に向けた推進体制づくり

計画の体系



重点施策

本計画期間中においては、次の6つの施策の方向を重点的に取り組みます。

1

DV被害者が安心して相談できる体制の整備

配偶者・パートナーの間に生じる暴力(DV)は、被害者の命に危険が及ぶこともある人権侵害です。DV被害の深刻化を防ぐためには、早期に相談へとつなげることが重要です。DV被害者が安心して相談できるよう、相談窓口を周知するとともに、庁内関係部署や関係機関と連携を図りながら、相談体制の整備を重点的に取り組みます。

2

市政における女性の参画の推進

多様な意見が社会の政策・方針決定過程に公平・公正に反映されるためには、あらゆる分野において男女が共に参画する機会が確保されることが必要です。本市の審議会などにおける女性委員や市職員の管理職に占める女性職員割合は、30%未満となっていることから、市政における女性参画のさらなる推進に取り組みます。

3

事業所等における多様性（ダイバーシティ）の促進

人口減少に伴う、労働力不足が懸念される中、女性をはじめとした多様な人々が活躍できる社会の実現が重要となっています。誰もが多様で柔軟な働き方が選択でき、女性、高齢者、障がいのある人、外国人などの多様な人々が活躍できるよう、事業所などにおける多様性(ダイバーシティ)の促進に取り組みます。

4

防災における男女共同参画の促進

近年のわが国は、地震や台風などの自然災害が多く発生しています。千葉県においては、令和元年9月から10月にかけて上陸した台風の影響により、極めて深刻な被害が発生しました。防災分野における男女共同参画の実現は喫緊な課題であると考えられることから、防災における男女共同参画の促進を重点的に取り組みます。

5

働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進

ワーク・ライフ・バランスの推進は、職場、家庭、地域社会の幅広い領域にわたることから、男女共同参画社会の実現、その人らしく活躍できる社会の実現において大きな影響力があり、重点的に取り組む必要があります。仕事と子育ての両立支援制度の周知やワーク・ライフ・バランスの意識啓発など、働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進に取り組みます。

6

家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て支援・介護支援

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、誰もが、仕事と育児や介護などの家庭生活との両立や地域社会へ参画しながら、働き続けることができる環境の整備に取り組む必要があります。仕事と育児や介護の両立に向けて、子育て支援、介護支援の充実を図ります。

計画の内容

基本目標

I 人権が尊重される社会づくり

人権の尊重は、男女共同参画の根底をなす基本理念です。一人ひとりが能力を発揮できる機会が確保されるよう、家庭や地域、学校などにおける男女平等教育・学習の推進を図るとともに、男女共同参画の意識啓発を進め、社会の慣習・慣行や人々の意識などの変革を促進します。

また、配偶者・パートナー間の暴力(DV)や各種ハラスメント等の人権を侵害する暴力のない社会づくりに向けて、暴力の防止対策や被害者支援に努めます。

そして、性の多様性に対する差別と偏見をなくすためには、多様な性を認め合うことが大切となることから、性の多様性に関する理解促進を図ります。

主な 新規事業

- ▶ ●公的証明書などにおける性別欄の廃止などの周知
- ▶ ●学校における性の多様性に関する理解促進
- ▶ ●デートDVに関する啓発

基本目標

II 誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり

事業所などにおける多様性(ダイバーシティ)の推進などを通して、政策・方針決定過程への女性のさらなる参画を進めます。また、男女が互いに責任を分かち合いながら、地域のさまざまな活動に主体的に参画できる社会を目指し、地域活動や防災対策での男女共同参画を促進し、誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくりを進めます。

新規事業

- ▶ ●防災対策における男女共同参画の意識啓発

基本目標

III 多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり

働く場における男女の機会均等を促すことを徹底し、子育てや介護などの事情で就労継続を断念した女性などの再チャレンジや、起業する女性の支援を進めるとともに、地域の魅力や活力を高め、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

また、家庭生活と社会生活の両立に向けて、固定的な性別役割分担意識の見直しを図るとともに、男女共同参画の視点に立った子育て支援、介護支援の充実を図ります。

新規事業

- ▶ ●就労や再就職に関する情報提供

基本目標
IV

心が通い合い、健康で安心して暮らせる環境づくり

一人ひとりが生涯を通じて、自身の健康状態に応じた適切な自己管理を行うとともに、生活する上でそれぞれの課題を理解し、互いに配慮し合いながら暮らすことが必要です。

また、性別だけでなく、年齢や国籍、障がいの有無、職業などの違いにより、生活上の困難を抱え、支援を必要としている人々があります。ひとり親家庭の人や高齢者、障がいのある人、外国人などに対する支援に取り組み、誰もが心を通わせ合いながら、健康で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

新規事業

- 多文化への理解促進
- 外国人向けの日本語教室の開催

基本目標
V

将来像の実現に向けた推進体制づくり

本計画の将来像の具現化のためには、市、市民、市内の事業者など、あらゆる組織・個人が協力し合うことが欠かせません。とりわけ、市内事業所の一員として、本市は模範的な立場で責務を果たすことが求められます。男女共同参画センターが中心となり、市民との協働を進めながら、本計画を着実に実行します。

計画の進捗管理

本計画で位置付けた各種施策を推進するため、庁内を挙げて取り組みを実施します。また、あらかじめ設定した「成果目標（アウトカム）」と、数値目標（成果指標、参考指標、管理指標）に照らし合わせながら、各年度の計画の進捗状況を確認し、評価を行います。各事業担当課による自己評価に加え、事業担当課と男女共同参画審議会との間で今後の望ましい方向性について話し合う「対話」の仕組みを引き続き活用します。

「**成果目標（アウトカム）**」は、取り組みの結果実現する「**男女共同参画社会の姿**」のことであり、本計画における上位の目標として位置付けます。

成果目標（アウトカム）①

互いの人権を尊重しあい、すべての人の平等が確保されます。

成果目標（アウトカム）②

方針や意思決定の場に参画する女性が増え、さまざまな分野で多様な人が活躍するようになります。

成果目標（アウトカム）③

家庭生活や社会生活を両立し、やりがいを持って働く従業員が多い事業所が増えていきます。

成果指標一覧

指標	基準値	令和7年度目標値
「男女が平等になっている」と回答した割合 (社会全体)	12.2% (平成30年12月)	上昇
DVの被害経験が過去に「何度もあった」「1、2度あった」とする人	32.5% (平成30年12月)	低減
市の審議会等委員における女性の比率	29.8% (平成31年4月1日)	どちらかの性が 40%以上 60%以下
習志野市役所における女性管理職割合	29.5% (令和元年度)	習志野市女性活躍推進 特定事業主行動計画の 目標数値
市内事業所における女性管理職(事業所数・割合) ※女性管理職がいる事業所	105事業所・59.3% (平成31年3月)	上昇
週50時間以上の長時間労働勤務者が半数以上 いる事業所の割合 ※「大多数」「かなりいる」「半数程度」の合計値	11.4% (平成31年3月)	低減
従業員が余暇活動の時間(地域活動・文化活動・趣味の活動)をおおよそ持っている市内事業所の割合 ※「十分持てるようになってきている」「ある程度持てるようになってきている」の合計値	62.3% (平成31年3月)	上昇
従業員が家族との時間をおおよそ持っている市内事業所の割合 ※「十分持てるようになってきている」「ある程度持てるようになってきている」の合計値	69.9% (平成31年3月)	上昇
LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー)という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合	61.1% (平成30年12月)	上昇

習志野市第3次男女共同参画基本計画 概要版

令和2年3月発行

【編集・発行】習志野市協働経済部男女共同参画センター(ステップならしの)

〒275-0016 習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼5階

☎047-453-9307 ㊟047-453-9327

<https://www.city.narashino.lg.jp/>

